

# 外国送金をご利用のお客さまへ

平素より、宮崎銀行をご利用いただきありがとうございます。

当行は、本邦外為法や米国 OFAC 規制等、各国経済制裁関連法令および規制に基づき、経済制裁措置を確実に実施するとともに、犯罪収益移転防止法に基づくマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止対策を実施しております。

つきましては、外国送金等のお申し込み時には当該外国送金等が北朝鮮およびイランに関連する取引ではなく、米国 OFAC 規制等、各国経済制裁関連法令および規制に基づく経済制裁措置に該当しない旨の申告をいただいた上で、お取引引き内容のご説明や資料のご提出などをお願いし、詳細な内容を聴取させていただく場合があります。

また、お取引引き内容によっては、ご説明や資料のご提出をいただいた場合でも、当行の判断により、お取引引きをお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

## 1. 北朝鮮・イラン関連のお取り扱い

現在、我が国は国連安保理決議等を受けて、外国為替および外国貿易法に基づきさまざまな経済制裁措置を講じています。これに関し、**当行では、全てのお客さまの外国為替取引において、北朝鮮およびイランとの直接・間接のお取引引きはお受け付けいたしません。**

さらに、下記「**・**」に該当する場合には**インボイスや原産地証明書などの資料をご提出いただく場合がございます。**

なお、上記以外の送金であっても、送金目的や商品の原産地・船積地域等の記載、または下記規制に該当しない旨の申告等をお願いする場合がございますので、ご理解とご協力をお願いします。

受取人住所・受取銀行所在地・原産地・船積地・仕向地（仲介貿易の場合）が下記の省、都市に該当する場合

「省」	遼寧省(LIAONING)、吉林省(JILIN)、黒竜江省(HEILONGJIANG)
「都市」	丹東(DANDONG)、延吉(YANJI)、琿春(HUNCHUN)、長白(CHANGBAI)、牡丹江(MUDANJIANG)、安図(ANTU)、図們(TUMEN)、龍井(LONGJING)、通化(TONGHUA)、鞍山(ANSHAN)、本溪(BENXI)、和龍(HELONG)、敦化(DUNHUA)、汪清(WANGQING)

お取引引きの目的が貿易・仲介貿易の場合で、商品の品目が以下 16 品目に該当する場合

あさり、ウニ、さるとりいばらの葉、まつたけ、毛ガニ、ズワイガニ、しじみ、赤貝、えび、なまこの調整品、ウニの調整品、ひらめ、あわび、タコ、はまぐり、カレイ

## 2. 米国 OFAC 規制に関する留意点

米国の財務省外国資産管理室 (OFAC) は、外交政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域や特定の個人・団体などについて、取引禁止や資産凍結などの措置を講じており、そうした規制は OFAC 規制と呼ばれています。

OFAC 規制は、米国人・米国金融機関を含む米国人のほか、米国内に所在する外国人・外国法人に適用され、主に、米国で決済される米ドル建取引が、規制の適用を受けます。

本邦でお受け付けする外国為替取引であっても、「制裁対象者」の関与する米ドル建取引などは規制対象となり、お客さまのお取り引きが規制に該当した場合、海外の銀行からお取り引きを制限されるなど、その後のお取り引きにも支障が生じる可能性があります。

つきましては、下記のようなお取り引きは当行ではお受け付けできませんので、これらに該当しないことに十分なお留意とご確認をお願い申し上げます。

《O F A C 規制上の理由により当行でお取り扱いができないお取り引き》	
米ドル建	お取り引き当事者の所在地、関係国、関係地などに北朝鮮、イラン、キューバ、シリア、クリミア地域、ベネズエラが含まれているお取り引き 米国政府が特定しているテロリスト、麻薬取引者、大量破壊兵器取引者、多国籍犯罪組織などに関与するお取り引き
米ドル建以外	米国金融機関（在米支店等の米国所在の金融機関・米国に本店を置く金融機関の米国外拠点を含む）、米国法人（米国外の米国籍の法人を含む）、米国人、米国内に所在する者（米国内の外国法人・外国人を含む）が関与するお取り引き

お取り引きの当事者とは、送金人、受取人、輸入者、輸出者、荷受人、取り引きに関与する銀行・船会社・航空会社・輸送船・航空機・荷揚/積荷業者、ターミナルや埠頭の所有者・運営会社（運営者）などを指します。

また、関係地ならびに関係国とは原産地、船積地、荷揚地、仕向地、船籍などを指します。

O F A C 規制の詳細についてはO F A C のホームページにてご確認ください。

<http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Pages/default.aspx>

### 3. 提出をお願いする資料の例

#### 【外国送金の目的に関する資料】

送金目的	ご提出をお願いする資料
貿易取引全般	輸入許可書、INVOICE( 商業送り状 )、BILL OF LADING( 船荷証券 )、CERTIFICATE OF ORIGIN ( 原産地証明書 ) など 貿易取引の場合、商品名、原産地、船積地（地名）、仕向地（地名）等をご申告ください。
生活費・仕送り	お受取人との関係が確認できる資料（戸籍謄本、婚姻証明書、出生届など）、収入の状況を確認できる資料（給与明細）など
学費	授業料の請求書や入学・在学の状況を確認できる資料など
医療費	医療費の請求書や入院・通院の状況を確認できる資料など
宿泊費・渡航費	ホテルの請求書や旅行の行程を確認できる資料など
投資	投資を行うにあたっての契約書など
不動産購入	売買契約書など
ご自身の外国銀行口座へのお振り込み	振込先の通帳や口座の内容が確認できる資料など

内容により追加資料のご提出をお願いする場合がございます。

お伺いした内容やご提出いただいた書類については原則、記録もしくは写しをいただきます。

【外国送金の原資に関する資料（当行預金口座の取引履歴で確認できない場合）】

送金原資	妥当性を確認するための資料など
給与	給与明細、収入証明書など
売上金	契約書、請求書など売上が確認できる資料など
他行通帳	他行通帳など

内容により追加資料のご提供をお願いする場合がございます。

お伺いした内容やご提出いただいた書類については原則、記録もしくは写しをいただきます。

**4. その他ご確認させていただく事項**

法人のお客さまの場合、実質的支配者が邦人か外国人かのご確認をさせていただいております。実質的支配者が外国人である場合には、英語氏名の申告をお願いしておりますので、ご協力とご理解をお願いします。

実質的支配者については「法人の実質支配者等に関する説明書」をご参照ください。

**5. 外国人のお客さまへのお願い**

外国人のお客さまの場合、仕向外国送金をお取り引きいただく際には「在留カード」または「特別永住者証明書」のご提出をお願いしておりますので、ご協力とご理解をお願いいたします。

**6. 海外からの送金のお取り扱い**

当行がお客さまの口座への北朝鮮およびイランからの送金を受けた場合は、送金元に資金返却をさせていただきます。さらに、当該国からの送金が第三国を経由して行われている可能性がある場合等についても、当行は同趣旨に則り、お客さまからの申告を要請し、詳細な確認等をさせていただくこととなりますので、その際の対応につきましてもご協力とご理解をお願いします。

以 上

お問い合わせ・ご照会はお近くの宮崎銀行の窓口へお気軽にどうぞ